

○東北大学高等研究機構規程

平成26年6月19日

規第112号

改正 平成27年3月23日規第18号

改正 平成27年12月1日規第101号

改正 平成29年3月28日規第70号

東北大学高等研究機構規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学高等研究機構（以下「本機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 本機構は、世界最高水準の研究者が集結する優れた国際的研究環境を構築し、既存の学問領域を超えた新しい学術分野を創出することを目的とする。

(運営の基本方針)

第3条 前条の目的を達成するため、本機構の運営にあたっては、材料科学高等研究所及び学際科学フロンティア研究所と有機的に連携することを基本とする。

(職及び職員)

第4条 本機構に、次の職及び職員を置く。

機構長

教授

准教授

講師

助教

事務職員

その他の職員

(機構長)

第5条 機構長は、本機構の業務を掌理する。

2 機構長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(国際ジョイントラボセンター)

第6条 本機構に、業務組織として、国際ジョイントラボセンター(以下「ジョイントラボセンター」という。)を置く。

2 ジョイントラボセンターは、既存の学問領域を超えた国際共同研究を推進し、世界最高水準の研究成果を創出するため、国際的に高度な研究水準を有する海外の公的研究機関等との協定に基づき、本学と海外の研究者が集結して国際共同研究を展開する研究環境の構築を行う。

3 ジョイントラボセンターに、センター長を置く。

4 センター長は、ジョイントラボセンターの業務を掌理する。

5 センター長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(新領域創成部)

第7条 本機構に、業務組織として、新領域創成部を置く。

2 新領域創成部は、我が国の学術研究を先導する研究組織体制を構築し、独自性のある新しい価値を創造するため、優れた業績を有する教員に学内外頭脳循環・共創の機会を与え、新しい研究領域の創成を行う。

3 新領域創成部に、部長を置く。

4 部長は、新領域創成部の業務を掌理する。

5 部長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(運営委員会)

第8条 本機構に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 東北大学の学内共同教育研究施設等の運営に関する規程（平成16年規第9号）第3条の規定は、運営委員会の審議事項等について準用する。

(運営委員会の組織)

第9条 運営委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院の各研究科長
- 二 各附置研究所長
- 三 大学院の教育情報学研究部長
- 四 第3条第1項に定める組織の長
- 五 ジョイントラボセンター長及び新領域創成部長
- 六 その他運営委員会が必要と認めた者 若干人

(運営委員会の委員長)

第10条 運営委員会の委員長は、機構長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委嘱)

第11条 第9条第6号に掲げる委員は、機構長が委嘱する。

(任期)

第12条 第9条第6号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(事務部)

第13条 本機構に置かれる事務部の組織については、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成16年規第151号）の定めるところによる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、本機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される運営委員会の委員の任期は、第9条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月23日規第18号改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月1日規第101号改正)

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日規第70号改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。